

五ヶ瀬町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

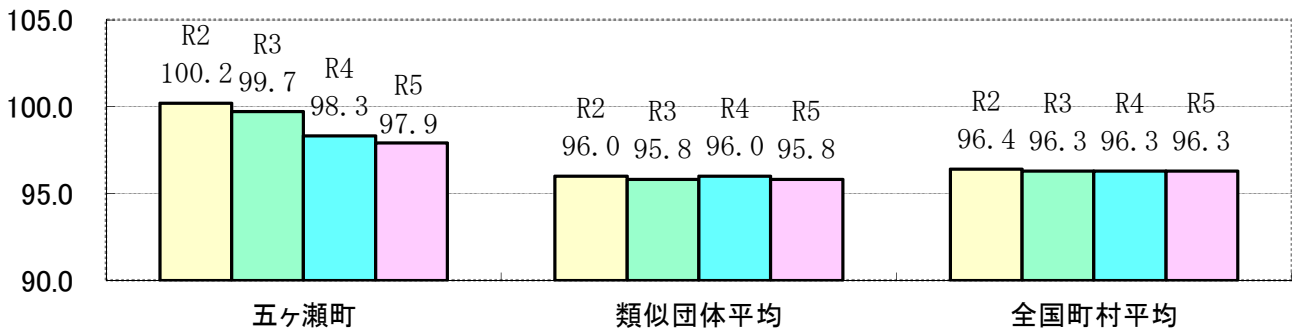
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 3年度の人件費比率
令和4年度	人 3,503	千円 4,902,329	千円 48,768	千円 898,106	% 18.3	% 18.0

(2) 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当り 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和4年度	人 92	千円 373,849	千円 51,138	千円 140,789	千円 565,776	千円 6,150	千円 5,356	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員（再任用）（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し [実施]

平成27年4月1日 一般行政職の給料表について、平均2.0%引下げ。
激変緩和のため、当面の間の経過措置(現給保障)を実施。

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五ヶ瀬町	42.4	321,100	402,700	364,100
宮崎県	42.7	310,489	375,783	334,948
国	42.4	322,487	405,049	—
類似団体	40.9	295,989	349,665	325,035

② 技能労務職

(単位:円)

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額 A	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五ヶ瀬町	51.2	8	383,200	454,300	441,000
宮崎県	*	*	0	*	*
国	51.2	2,114	286,942	329,178	329,358
類似団体	49.2	2	282,289	310,111	283,775

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
五ヶ瀬町	—	—	—	—
宮崎県	調理師	47.9	206,100	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23~25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点に完全に一致しているものではない。

- (注) 1 平均給料月額とは、職員の基本給の月額平均である。
 2 平均給与月額とは、平均給料月額に諸手当(期末勤勉手当を除く)の月額平均を合計したものである。
 3 平均給与月額(国比較ベース)とは、平均給与月額から通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当を除く。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

(単位:円)

区分	五ヶ瀬町	宮崎県	国	
一般行政職	大学卒	185,200	185,200	185,200
	高校卒	154,600	154,600	154,600

(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

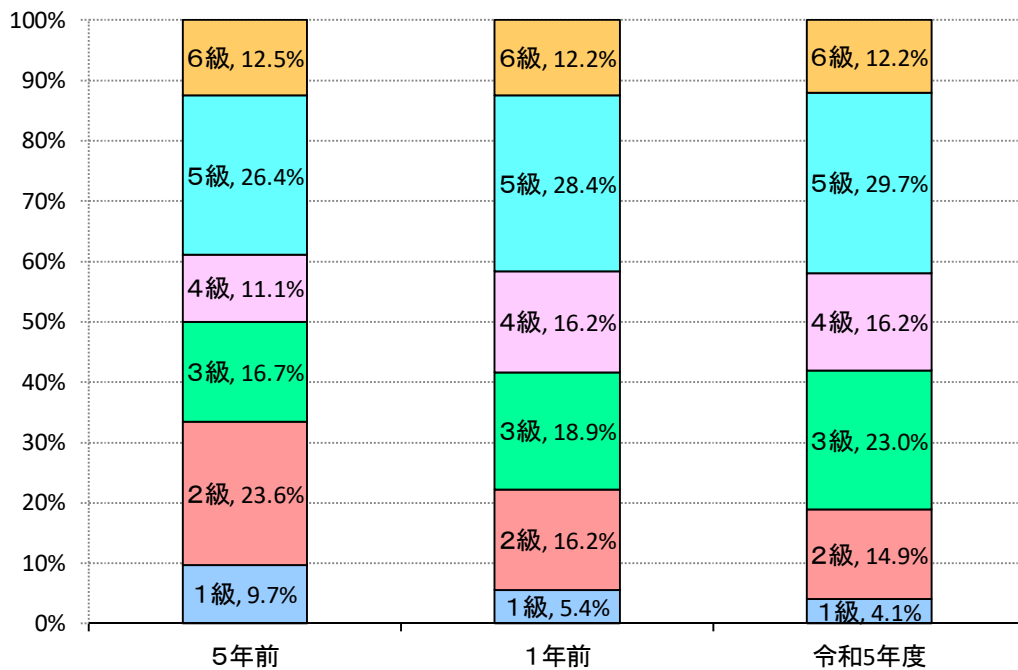
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	241,200	311,390	366,800	—
	高校卒	—	—	319,600	361,100

(注) 各階層別の職員数が3人以上の階層のみ表示。

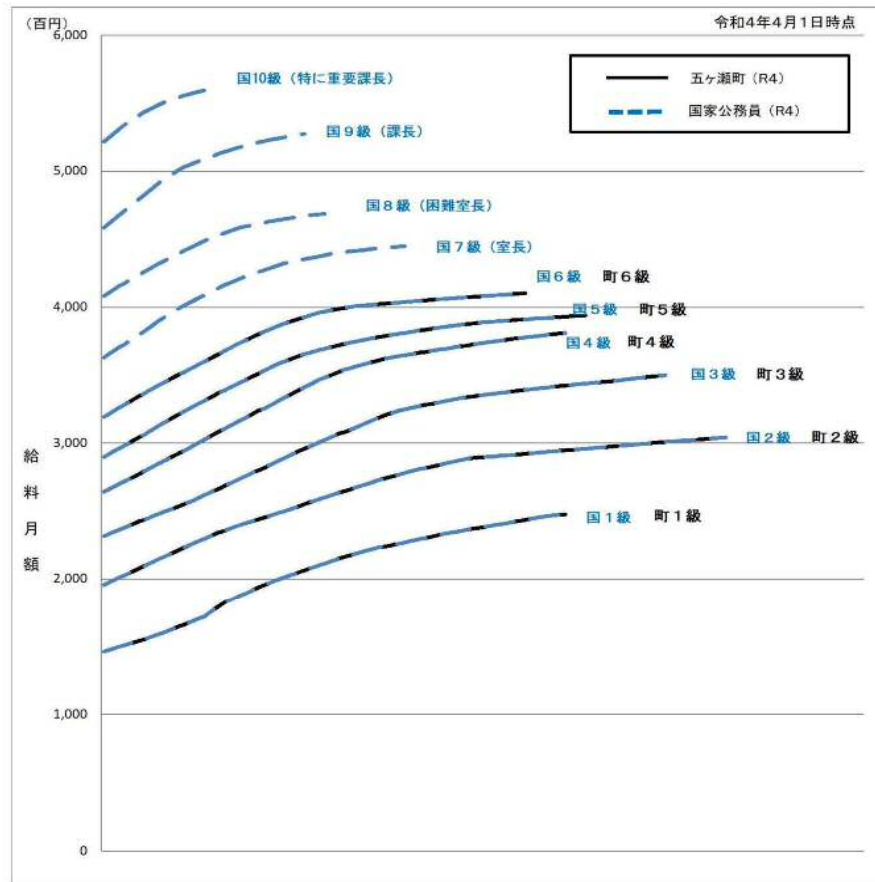
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事、技師の職務	3人	4.1%	146,100	247,600
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	11人	14.9%	195,500	304,200
3級	主査の職務	17人	23.0%	231,500	350,000
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	12人	16.2%	264,200	381,000
5級	主幹又はこの職と同等の職務	22人	29.7%	289,700	394,000
6級	課長又は参事の職務、会計室長の職務、議事事務局長の職務、教育次長の職務、病院事務長の職務	9人	12.2%	319,200	410,200



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五ヶ瀬町	宮崎県	国
1人あたり平均支給額 (4年度) 1,494千円	1人あたり平均支給額 (4年度) 1,528千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月 2.00月 (1.35) (0.95)	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月 1.9月 (1.45) (0.90)	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月 2.00月 (1.35) (0.95)
(加算措置の状況) 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

五ヶ瀬町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.70月分 24.587月分 勤続25年 28.04月分 33.27月分 勤続35年 39.76月分 47.71月分 最高限度 47.71月分 47.71月分 定年前早期退職加算措置(2%~45%加算) (退職時の特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.70月分 24.587月分 勤続25年 28.04月分 33.27月分 勤続35年 39.76月分 47.71月分 最高限度 47.71月分 47.71月分 定年前早期退職加算措置(2%~45%加算)

(3) 地域手当

支給対象者なし

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		126	千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		3,000	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		44.2	%	
手当の種類 (手当数)		1	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当	町税事務に従事する職員	町税賦課調査及び町税並びに使用料等の徴収又は滞納処分事務		1日 500円
	防疫作業に従事する職員	防疫作業	126千円	1日 500円 (新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業 1日3,000円)
	国又は県の派遣職員で特別な知識、技術又は資格を有する職			国又は県と交わす協定に基づく

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	17,541	千円
職員 1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	191	千円
支給実績 (令和3年度決算)	13,277	千円
職員 1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	144	千円

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和4年度決算)	
				支給実績 (千円)	1人当たり平均支給年額 (千円)
扶養手当	○配偶者13,000円、○扶養親族(配偶者除く)1人6,500円(扶養者のうち、15~22歳の者は5,000円加算)、○配偶者のいない職員の扶養親族1人のみ11,000円	同		13,401	273
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円以上を支払っている職員:23,000円以下の家賃は家賃の月額から12,000円を控除した額、23,000円を超える場合は家賃の月額から23,000円を控除した額(16,000円上限)の1/2+11,000円	同		5,532	251
通勤手当	通勤の為、自動車等を使用している職員に対して支給(通勤距離20km以上)2,000円~31,600円	異	距離加算	10,035	130
管理職手当	管理監督の地位にある課長相当職員に対して、一律27,000円を支給	異	課長相当職のみに、定額支給	2,916	324

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等		
給料	町長	680,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	555,000 円	828,000 円 /	500,000 円
報酬	議長	307,000 円	318,000 円 /	203,000 円
	副議長	244,000 円	258,000 円 /	130,000 円
	議員	228,000 円	251,000 円 /	109,000 円
期末手当	町長	(令和4年度支給割合)		
	副町長	3.3月分		
退職手当	議長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	3.3月分		
	議員			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	勤続1月につき給料×0.417	13,610,880円	任期が終了した時点
		勤続1月につき給料×0.248	6,606,720円	任期が終了した時点

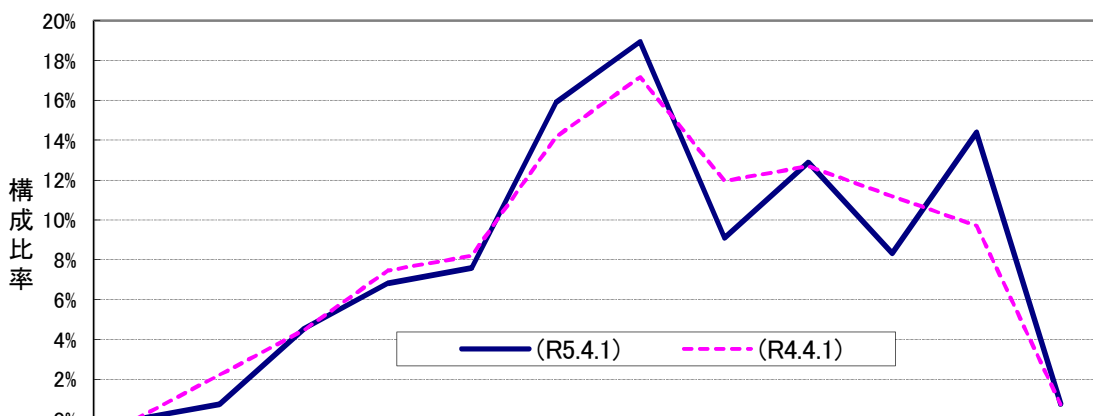
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年度	令和5年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	25	25	0	
		税務	5	5	0	
		労働			0	
		農林水産	13	13	0	
		商工	3	2	△ 1	移住・定住業務推進のための増
		土木	5	6	1	災害復旧事業のための増員
		民生	23	22	△ 1	退職者不補充による現
		衛生	6	5	△ 1	ワクチン接種推進のため増員した職員を元の部署へ異動
	計	82	80	△ 2	《参考》人口1万人当り職員数 228.38 類似団体の人口1万人当り職員数 196.63	
	教育	13	13	0		
	小計	95	93	△ 2	《参考》人口1万人当り職員数 265.49 類似団体の人口1万人当り職員数 232.09	
公営企業等会 計部門	病院	32	32	0		
	水道	1	1	0		
	その他	6	6	0		
	小計	39	39	0		
合計		134	132 (161)	△ 2	《参考》人口1万人当り職員数 376.82	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)
2 合計欄の()内の数値は、条例定数である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日)



年齢層	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計
職員数(R5.4.1)	0	1	6	9	10	21	25	12	17	11	19	1	132

(注) 給与実態調査において報告した年齢構成毎の合計職員数

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		75	78	77	79	82	80	5 106.7%
教育		16	16	15	13	13	13	▲ 3 81.3%
普通会計計		91	94	92	92	95	93	2 102.2%
公営企業会計計		40	42	38	38	39	39	▲ 1 97.5%
総合計		131	136	130	130	134	132	1 100.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)